

毎週火・金曜日発行



# 秋田県公報

### 告示

### 目次

生活保護法による医療機関の指定(七三二・福祉政策課)  
 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(七三三・福祉政策課)  
 生活保護法による介護機関の指定(七三四・福祉政策課)  
 結核予防法による医療機関の指定(七三五・大館保健所)  
 保安林の指定の解除(七三六・森林整備課)  
 大規模小売店舗の変更に関し聴取した意見の概要(七三七・商工業振興課)  
 道路区域の変更(七三八・七三九・道路環境課)  
 開発行為に関する工事の完了(七四〇・仙北建設事務所)

### 公告

土地改良区の管理規程の認可(農地整備課)  
 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課)  
 物品調達契約に係る一般競争入札の実施(管財課) 四件  
 地方労働委員会告示  
 秋田県企業局の職員が結成し又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組  
 合法第二条第一号に規定する者の範囲(二)  
 海区漁業調整委員会指示  
 漁業法によるはたはた採捕の制限(三)  
 企業局告示  
 県有地に係る一般競争入札の実施(企業局企業業務課)

### 告示

秋田県告示第七百三十一号  
 生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助  
 のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の第二  
 号の規定に基づき、告示する。  
 平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

| 名 称          | 開設者氏名又は名称        | 所 在 地            | 診 療 科 名 | 指 定 年 月 日  |
|--------------|------------------|------------------|---------|------------|
| 医療法人 斉藤内科皮膚科 | 医療法人 斉藤内科皮膚科 理事長 | 湯沢市愛宕町三丁目十一番三十七号 | 内科、皮膚科  | 平成十四年十月一日  |
| 武茂耳鼻咽喉科医院    | 医療法人 高徳会 理事長     | 大館市字長倉百六番地一      | 耳鼻咽喉科   | 平成十四年十月一日  |
| たかぎ眼科クリニック   | 高 木 道 雄          | 男鹿市船越字内子一番五百六十   | 眼科      | 平成十四年十月十六日 |
| 斎藤歯科医院       | 斎藤 順 益           | 湯沢市字内館町八番二号      | 歯科      | 平成十四年十月一日  |

|                   |                      |                     |      |           |
|-------------------|----------------------|---------------------|------|-----------|
| たかはし歯科医院          | 医療法人たかはし歯科<br>院長     | 大館市字谷地町八番地          | 歯科   | 平成十四年十月一日 |
| 金内歯科医院            | 医療法人ケイデーシ<br>理事長     | 由利郡大内町岩谷町字日渡二百五十二番地 | 歯科   | 平成十四年十月一日 |
| 株式会社ホテヤ薬局いとく<br>店 | 株式会社布袋屋薬局<br>代表取締役社長 | 大館市御成町三丁目七十一番三十二号   | 調剤薬局 | 平成十四年十月一日 |
| 象潟調剤薬局            | 有限会社 サンケイ<br>代表取締役   | 由利郡象潟町字後田二十七番地一     | 調剤薬局 | 平成十四年十月一日 |
| 角館オープン薬局          | 有限会社オープン代<br>表取締役    | 仙北郡角館町岩瀬字勝染百三十三番地一  | 調剤薬局 | 平成十四年十月一日 |

秋田県告示第七百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の

規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

|               |                       |                   |            |
|---------------|-----------------------|-------------------|------------|
| 名 称           | 開設者氏名又は名称             | 所 在 地             | 廃 止 年 月 日  |
| 武茂耳鼻咽喉科医院     | 武茂 高 行                | 大館市字長倉百六番地一       | 平成十四年九月三十日 |
| 株式会社ホテヤ薬局いとく店 | 株式会社布袋屋薬局 代表<br>取締役社長 | 大館市御成町三丁目七十一番三十二号 | 平成十四年九月三十日 |

秋田県告示第七百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条

の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺田典城



平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

|       |                       |
|-------|-----------------------|
| 名称    | ツチヤ薬局扇田店              |
| 所在地   | 秋田県北秋田郡比内町扇田字大谷地二十五の一 |
| 指定年月日 | 平成十四年十月二十三日           |

秋田県告示第七百三十六号  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。  
 平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

|      |     |      |     |        |        |        |        |       |                         |                           |       |       |
|------|-----|------|-----|--------|--------|--------|--------|-------|-------------------------|---------------------------|-------|-------|
| 南秋田郡 | 都市  | 町    | 村   | 字      | 地番     | 全      | 面      | 積     | 保安林面積<br>見込み<br>(ヘクタール) | 保安林解除<br>面積見込み<br>(ヘクタール) | 指定の目的 | 解除の理由 |
|      | 大瀧村 | 西4丁目 | 一〇二 | 一三、九七四 | 一・三九七四 | 一・三九七四 | 〇・〇六八九 | 風害の防備 |                         |                           |       |       |

(関係図面は、省略し、農林水産部森林整備課及び秋田総合農林事務所並びに南秋田郡大瀧村役場に備え置いて縦覧に供する。)

秋田県告示第七百三十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定により、大規模小売店舗の変更に關して、周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見を聴取したので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ショッピングタウンアクロス能代  
 能代市字寺向四十八外

二 能代市長の意見

(一) 周辺の交通への影響について

当該店舗は国道七号に面した位置にあり、交通量が多いことから駐車場出入口の安全対策を徹底されたい。

特に、国道に面した出入口は右折出庫を禁止しているが、この出入口は交通事

故発生の危険性が高いことから、これまで以上に右折出庫禁止等の徹底を図り、十分な交通安全対策を講じられたい。

(二) 騒音及び光線による環境への影響について

営業時間の延長に伴う来客の増加による騒音レベルの最大値の変化や、周辺交通量の増加による騒音の発生も考えられるので、関係する苦情、相談があつた場合は、遮音等に最善の措置を講じられたい。

また、店舗、車両、駐車場等の光線が周辺地域の生活環境に影響を与える場合も考えられるので、関係する苦情、相談があつた場合は遮光に対しても最善の措置を講じられたい。

(三) 廃棄物について

営業時間の延長により、廃棄物の増加が予想されるので、廃棄物保管場所及び資源化物保管場所の整理整頓について一層留意願いたい。

また、廃棄物の減量化及び資源化にこれまで以上に徹底して取り組まれたい。

三 周辺地域の住民、事業者等の意見の概要  
 意見書の提出なし

四 関係書類の縦覧場所及び期間

- (一) 縦覧場所  
県庁第二庁舎一階 県政情報資料室  
能代市役所 商工港湾課
- (二) 縦覧期間  
平成十四年十一月一日から同年十二月二日まで

秋田県告示第七百三十八号  
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年十一月一日  
秋田県知事 寺田典城

一 道路の区域

| 県道       | 道路の種類 |   | 路線名      | 区                               | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|----------|-------|---|----------|---------------------------------|---|-------------|------------|
|          | 新     | 旧 |          |                                 |   |             |            |
| 本庄西仙北角館線 | 新     | 旧 | 本庄西仙北角館線 | 仙北郡西仙北町杉山田字後田一一四番三地先から字上野五一番一地で | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|          |       |   |          |                                 |   |             |            |
| 本庄西仙北角館線 | 新     | 旧 | 本庄西仙北角館線 | 仙北郡西仙北町杉山田字後田一一四番三から字上野四五番三まで   | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|          |       |   |          |                                 |   |             |            |

この表において「A」及び「B」とは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課
- (二) 期間 平成十四年十一月一日から同月十四日まで

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。  
平成十四年十一月一日  
秋田県知事 寺田典城

秋田県告示第七百三十九号

一 道路の区域

| 県道     | 道路の種類 |   | 路線名    | 区                        | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|--------|-------|---|--------|--------------------------|---|-------------|------------|
|        | 新     | 旧 |        |                          |   |             |            |
| 大曲田沢湖線 | 新     | 旧 | 大曲田沢湖線 | 仙北郡田沢湖町卒田字白旗一三七番から二〇番一まで | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|        |       |   |        |                          |   |             |            |
| 大曲田沢湖線 | 新     | 旧 | 大曲田沢湖線 | "                        | 間 | 敷地の幅員(メートル) | 延長(キロメートル) |
|        |       |   |        |                          |   |             |            |

二 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (一) 場所 建設交通部道路環境課

(二) 期間 平成十四年十一月一日から同月十四日まで

秋田県告示第七百四十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の規定により平成十四年五月二十二日付け指令仙建 二十八 一で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。  
平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岩手県盛岡市東安庭二丁目一番三十号

株式会社 ジョイス 代表取締役 小 効 米 淳 一

二 開発区域に含まれる地域の名称

仙北郡仙南村南町字南高野六番、七番、九番、十番一、十番二、十一番一、十二番、十四番一、十五番一、二十番、二十七番、二十八番、二十九番、三十一番、三十二番、三十三番、三十四番、七十五番、七十六番、七十七番、七十八番、七十九番、八十番、八十一番、八十二番、八十三番、八十四番、八十五番及び八十六番一

公 告

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十七条の二第二項の規定により、秋田県田沢疏水土地改良区から申請があつた抱返頭首工管理規程について、次のとおり認可したので、同条第四項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 認可年月日

平成十四年十月七日

二 抱返頭首工管理規程の概要

(一) 水位の基準

頭首工地点における河川の水位(以下、「頭首工の水位」という。)は、取水口付近に設置した水位計の示度によるものとする。

(二) 計画取水量

かんがい用水等の取水量は、取水口下流に設置された水位計及び量水標の示度に基づき測定し、次に掲げる量を基準とする。

- (2)X(1) 五月六日から同月二十日まで 毎秒十二・〇九立方メートル
- 五月二十一日から九月十日まで 毎秒十一・〇七〇立方メートル

(3) 九月十一日から翌年五月五日まで 毎秒〇・五〇〇立方メートル

(三) 点検及び整備  
頭首工管理責任者(以下、「管理者」という。)は、堤体、ゲート、ゲートを操作するために必要な機械器具並びに通信連絡及び観測に必要な整備を常に良好な状態に保つため、点検及び整備を行わなければならない。

(四) かんばつ時の措置

管理者は、かんがい期において頭首工の水位低下により、所定の取水が不能となるおそれがあるときは、頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置するものとする。

(五) その他

管理者は、頭首工管理日誌を備え、抱返頭首工管理規程に定める事項について記録しなければならない。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六第一項の規定により、公告する。  
平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

超高周波物性・デバイス評価装置 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十日(木)

(四) 納入場所

秋田県立大学事務局本荘事務室

二 入札に参加する者に必要な資格

(2)X(一) 地方自治法施行令第百六十七条の四の規定に該当しないこと。

当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課(電話〇一八 八六〇 二七三八)

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に

- 規定する県の休日を除き、平成十四年十一月一日(金)から同年十二月十日(火)までの期間、随時交付する。
- (三) 入札及び開札の日時及び場所  
平成十四年十二月十七日(火)午後一時三十分 秋田県庁地下一階管財課入札室
- (四) 郵便による入札書の受領期限及び提出場所  
平成十四年十二月十七日(火)午後一時二十五分 (一)に掲げる場所
- (五) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 四 その他
- (一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (二) 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金  
入札者は、見積もつた金額の百分の五以上の金額を開札までに納付しなければならない。ただし、秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条第二項に定める担保の提供をもつて入札保証金の納付に代えることができる。
- (2) 契約保証金  
落札者は、契約金額の百分の十以上の金額を契約締結までに納付しなければならない。ただし、規則第七十七条第二項第一号に定める担保の提供をもつて契約保証金の納付に代えることができる。
- (3) 入札保証金の納付を免除される者  
次のア又はイの書類を平成十四年十一月十一日(水)午後三時まで(一)に掲げる場所に提出し、審査の結果、免除が適当と認められた者とする。  
なお、提出書類について説明を求められた場合は、提出者の負担において完全な説明をしなければならない。  
ア 過去二年の間に、国又は地方公共団体と当該調達物品又はそれに相当するものの契約を履行したことを証する書類(契約書、支払通知書の写し等(二件以上))及び仕様書の中で要求されている事項の履行能力を証する書類  
イ 県を被保険者とする入札保証保険契約証書

- (4) 契約保証金の納付を免除される者  
(3)アの書類を審査した結果、免除が適当と認められた者又は県を被保険者とする履行保証保険契約証書を契約締結までに提出し、免除が適当と認められた者とする。
- (三) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。
- (四) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (五) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (七)(六) 契約書作成の要否 要  
その他  
詳細は、入札説明書による。
- 五 概要  
Summary  
1 Nature and quantity of item to be purchased : Evaluation System for the Material and Device Properties in the Ultra-High Electromagnetic Wave Frequency 1 set  
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 17 December, 2002  
3 Contact point for the notice : Property Management Division, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita prefecture 010-8570, Japan TEL018-860-2738
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十一月一日  
秋田県知事 寺田典城
- 一 入札に付する事項  
(一) 購入物品名及び数量  
建築構造実験用多自由度油圧制御装置 一式  
(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。

- (三) 納入期限  
平成十五年一月三十一日(金)
- (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等  
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月一日(金)から同月十一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十一月十五日(金)午後一時三十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十一年秋田県規則第四号。以下「規則」という。)第六十条から第六十三条までに規定するところによる。
- 六 その他  
(一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六条に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。  
その他  
詳細は、入札説明書による。
- 物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。  
平成十四年十一月一日  
秋田県知事 寺 田 典 城
- 一 入札に付する事項  
(一) 購入物品名及び数量  
多点ガス濃度・換気測定装置 一式  
(二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
- (三) 納入期限  
平成十四年十二月二十七日(金)
- (四) 納入場所  
秋田県立大学事務局本荘事務室
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等  
(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班(電話〇一八 八六〇 二七三八)
- (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日を含める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月一日(金)から同月十一日(月)までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十一月十五日(金)午後一時四十分  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

一 入札に付する事項

(一) 購入物品名及び数量

乗合乗用車（小型自家用バス）三台

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十五年三月二十五日（火）

(四) 納入場所

秋田県立養護学校天王みどり学園

二 入札に参加する者に必要な資格

(一) 地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
 (二) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。  
 (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号

秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）

(二) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月一日（金）から同月十一日（月）までの期間、随時交付する。

四 入札執行の日時及び場所

平成十四年十一月十五日（金）午後一時五十分

秋田県庁地下一階管財課入札室

五 入札保証金

秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十条から第六十三条までに規定するところによる。

六 その他

(一) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 入札の無効

規則第六十六條に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とす。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。

(五) その他

詳細は、入札説明書による。

物品調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定に基づき、公告する。  
 平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

- 一 入札に付する事項
  - (一) 購入物品名及び数量  
講義卓ほか 三十二台
  - (二) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書による。
  - (三) 納入期限  
平成十五年三月十一日（火）
  - (四) 納入場所  
秋田県立養護学校天王みどり学園
- 二 入札に参加する者に必要な資格  
地方自治法施行令第六十七條の四の規定に該当しないこと。  
秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
- (三) 当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 契約条項を示す場所等
  - (一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
郵便番号〇一〇 八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
秋田県出納局管財課契約班（電話〇一八 八六〇 二七三八）
  - (二) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日等を定める条例（平成元年秋田県条例第二十九号）第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成十四年十一月一日（金）から同月十一日（月）までの期間、随時交付する。
- 四 入札執行の日時及び場所  
平成十四年十一月十五日（金）午前十一時  
秋田県庁地下一階管財課入札室
- 五 入札保証金  
秋田県財務規則（昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「規則」という。）第六十條から第六十三條までに規定するところによる。
- 六 その他
  - (一) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額

- を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効  
規則第六十六條に規定するところによる。
- (三) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。
- (四) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要書類等を提出すること。
- (五) その他  
詳細は、入札説明書による。

地方労働委員会告示

秋田県地方労働委員会告示第一号  
 当委員会は、地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定に基づき、同法第三条第二項の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を平成十四年十月二十二日認定したので、次のとおり告示する。  
 平成十三年秋田県地方労働委員会告示第一号は、廃止する。  
 平成十四年十一月一日

秋田県地方労働委員会会長 阿 部 讓 二  
 秋田県企業局の職員が結成し、又は加入する秋田県企業局職員労働組合に係る労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

|      |  |
|------|--|
| 勤務箇所 | 労働組合法第二条第一号に規定する者  |
| 本局   | 局長 次長 参事 課長 総務課上席主幹 総務課において人事、給与、服務、条例・規程又は予算の事務を担当する主幹、副主幹及び主査 各課の人事、給与及び服務の事務を担当する上席主幹（上席主幹を置かない課にあつては主幹、上席主幹及び主幹を置かない課にあつては副主幹） |

|          |                          |
|----------|--------------------------|
| 発電事務所    | 所長 人事、給与及びサービスの事務を担当する次長 |
| 工業用水道事務所 | 所長 人事、給与及びサービスの事務を担当する次長 |

海区漁業調整委員会指示

秋田海区漁業調整委員会指示第三号  
 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、秋田海区管内の沿岸海域に來遊するはたはた資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

平成十四年十一月一日

秋田海区漁業調整委員会会長 谷村 政明

（採捕の制限）

次に掲げる禁止区域及び禁止期間においては、はたはたを採捕してはならない。ただし、第二種共同漁業を内容とする漁業権に基づいて採捕する場合又は竿釣・手釣（から釣を除く。）、やす、は貝若しくは歩行徒手により採捕する場合は、この限りでない。

一 禁止区域

秋田県海面共同漁業権漁場区域内

二 禁止期間

平成十四年十二月一日から平成十五年一月三十一日まで

企業局公告

県有地について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により、公告する。

平成十四年十一月一日

秋田県公営企業管理者職務代理者

秋田県企業局長 安田 幸男

一 入札に付する物件の番号、所在地、地目及び地積

|      |       |     |         |
|------|-------|-----|---------|
| 物件番号 | 所 在 地 | 地 目 | 地 積 (㎡) |
|------|-------|-----|---------|

|      |                   |      |         |
|------|-------------------|------|---------|
| 秋田 一 | 秋田市高陽青柳町二〇三番一ほか一筆 | 宅地ほか | 三三三三・五〇 |
| 秋田 二 | 秋田市保戸野鉄砲町五五七番     | 宅地   | 一三〇〇・一〇 |

二 契約条項を示す場所、入札参加申込書の交付場所及び日時

(一) 場所 秋田県企業局企画業務課（電話〇一八 八六〇 五〇三三）  
 (二) 日時 平成十四年十一月五日（火）から同年十二月二日（月）（土曜日及び日曜日を除く。）までの午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

(一) 場所 秋田市山王四丁目二番十二号 みずほ苑 三階合歓の間  
 (二) 日時 平成十四年十二月三日（火）午前十時

四 入札参加者の資格

入札参加申込書を入札日前日の午後五時までに物件ごとに企業局企画業務課に提出した者（地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者及び同条第二項各号に該当する者）でその事実があった後二年を経過していないものを除く。

五 入札参加申込みに必要な書類等

- (一) 個人の場合  
 印鑑、住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市町村長が発行するもの）
- (二) 法人の場合  
 印鑑及び法人登記簿謄本

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

- (一) 入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。
- (二) 契約保証金は契約金額の百分の十以上とし、契約締結と同時に現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって納入するものとする。

七 郵便による入札書の提出は、認めない。

八 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

九 再度の入札に付し落札者がない場合、地方自治法施行令第六十七条の二第一項第六号の規定に基づき随意契約を実施する。

十 物件の説明は次のとおり物件所在地で行う。

|      |   |   |
|------|---|---|
| 物件番号 | 日 | 時 |
|------|---|---|

|      |                       |
|------|-----------------------|
| 秋田 一 | 平成十四年十一月十九日(火)午後一時三十分 |
| 秋田 二 | 平成十四年十一月十九日(火)午後二時三十分 |

十一 その他詳細に関しては、秋田県企業局企画業務課土地造成・管理班(電話〇一八八六〇五〇三三)に照会のこと。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千五百円

印刷者 印刷所

秋田株式会社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号  
 電話(862)8766 FAX(863)0005  
 E-mail:matsubarasatsus@natsubarasatsus.co.jp  
 松原印刷社  
 秋田市山王七丁目五番二十九号